

令和4年4月28日

本科4・5年生及び専攻科生の
学生及びその保護者 各位

沖縄工業高等専門学校
事務部長・(併) 学生課長 藤元 高徳
(公印省略)

「高等教育の修学支援新制度（授業料減免及び給付奨学金）」における
新規申請について（ご案内）

のことについて、本年度も下記のとおり募集しますので案内いたします。
つきましては、新規で申請希望の方は、下記をご確認の上、所要の手続きを行うようお願ひいたします。既に採用（予約採用含む。）されている方は、本手続きは不要です。
なお、「高等教育の修学支援新制度」を申請した方におかれましては、採否結果が確定するまでは
前期授業料の徴収を猶予することを申し添えます。

記

【対象】

本科4、5年生及び専攻科生（本科4年以上において原級留置したことのある者を除く。）
※「高等教育の修学支援新制度」については、同封の資料をご確認願います。また、給付奨学金
案内は以下のサイトで確認することができます。
[日本学生支援機構 2022年度在学者用 給付奨学金案内]
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku/etc.html>

【申請手順】

1. 以下のいずれかの方法により、申請資料を配布しますので学生課学生係に申出ください。
 - (1) 学生課窓口（平日8：30～17：00）で申出（来校時はマスクを着用願います。）
 - (2) 返信用封筒（角形2号、250円切手貼付）を同封の上、郵送で資料請求してください（事前に学生課学生係に電話連絡願います）。

※ご自身の世帯が対象となりうるかは、以下のサイトで確認することができますので、事前に
ご活用願います。

[日本学生支援機構 進学資金シミュレーター]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※5月24日（火）までにスカラネット入力を終了する必要がありますので、手続きの時間を考慮いただき早めの申出をお願いします。

2. 配布資料をご確認の上、5月17日(火)までに以下の書類を学生課学生係に提出願います。

(1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する

申請書（A様式1）

(2) 確認書

(3) その他必要な書類（詳細は、配布された奨学金案内をご確認願います。）

3. 書類提出後、スカラネットIDを配布しますので、5月24日(火)までにスカラネット

入力を完了願います。また、スカラネット入力後1週間以内（5月31日(火)必着）に

マイナンバー提出書を日本学生支援機構に直接提出願います。

【経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除】

令和元年度において本科4年以上に在籍していた専攻科生は、国立高等専門学校機構における授業料免除を申請することができます。本制度は、「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免の対象外又は「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免の免除額が従来の授業料免除制度による免除額を下回る方に対し、経過措置として差額が免除されます。申請希望の方は関連書類を配布いたしますので、5月20日(金)までに学生課学生係に申出願います。

【その他の授業料免除】

災害等の特別な事情（4年生以上対象）又は特別措置（1～3年生（一部、4年生以上）対象）による授業料免除がありますので、授業料免除申請要項をご確認いただき、該当すると思われる方は、5月20日(金)までに学生課学生係に申出願います。

【留意事項】

申出の時期によっては、前期授業料の徴収が行われる場合がありますので予めご了承ください。

申請者で授業料徴収が行われた方については採否結果が確定後、減免額分を返金致します。

【担当】

〒905-2192

沖縄県名護市字辺野古 905 番地

沖縄工業高等専門学校 学生課学生係

Tel. 0980-55-4032

Fax. 0980-55-4012

Email. ggakusei@okinawa-ct.ac.jp

令和4年度授業料免除申請要項（抜粋）

沖縄工業高等専門学校

I 授業料免除等の申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対象：4, 5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

– 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) • 過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。

• 4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- G P A等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6% – (調整控除の額+税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第I区分	100円未満	満額（上限の範囲内） 半期：117,300円
第II区分	100円以上～25,600円未満	第I区分の減免額の2/3 半期：78,200円
第III区分	25,600円以上～51,300円未満	第I区分の減免額の1/3 半期：39,100円

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

2 その他の授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難※¹であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀※²と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀※²と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難※¹であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1／2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。
※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（所得の計算に必要な書類については授業料免除取扱いガイドライン2-1-1を参照）を基に算出することとするが、これに寄り難い場合は、個別に相談すること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

(4) 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える場合

・経済的理由による場合

経済的理由によって授業料の納付が困難※¹であり、かつ、学業優秀※²と認められる場合

○対象：・令和元年度に第4学年以上（専攻科を含む。）に在籍していた学生

- ・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」※¹とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 提出書類

提出書類についてはそれぞれ、

- ・国立高等専門学校機構における授業料免除 → IIの「提出書類」・III「提出書類様式」
- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免→IIの「提出書類」・別添（A様式）

を参照してください。

なお、提出した書類は返却しません。

4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

7 申請に関するお問い合わせについて

- ・ご不明な点等ありましたら、学生課学生係（TEL：0980-55-4032）までお問い合わせください。（8：30～17：00 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く）

II 提出書類

1 全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【初回申請時】 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)
	【継続時】 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	(A様式2)
その他の授業料免除申請者	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、(A様式1, 2)の提出で代えることができる。	(様式1-1)
	家族状況等申告書	(様式2)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和4年度分（令和3年度についての記載があるもの） ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者、15歳未満、専業主婦等含む） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票（免除申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し	市区町村役場

2 該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【給付型奨学生予約採用候補者】 「採用候補者決定通知」のコピー	日本学生支援機構
その他の授業料免除申請者	「家族状況等申告書」（様式2）により該当する書類	各機関

III 提出書類様式

(様式1－1) 授業料免除申請書

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給(見込)証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

※A様式については別添を参照。